

改正後（R7.10.1適用）	改正前（R7.4.1適用）
第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 [略] 1-1-2 用語の定義 1～13 [略] 14 工事数量総括表 [略] 15 協議 [略] 16 承諾 [略] 17 指示 [略] 18 提出 [略] 19 提示 [略] 20 報告 [略] 21 通知 [略] 22 受理 [略] 23 連絡 [略] 24 納品 [略] 25 電子成果品 [略] 26 電子納品 「電子納品」とは、電子成果品を納品するこという。 納品にあたっては、「電子納品に係る実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理システムへ、オンラインにて納品を行うものとする。なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。 27 情報共有システム [略] 28 書面 [略] 29 工事写真 [略] 30 工事帳票 [略] 31 工事書類 [略] 32 契約関係書類 [略] 33 工事完成図書 [略] 34 工事関係書類 [略] 35 立会 [略] 36 確認 [略] 37 段階確認 [略] 38 掌理 [略] 39 工事検査 [略] 40 検査員 [略] 41 建設工事指導監査 [略]	第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1 [略] 1-1-2 用語の定義 1～13 [略] 14 実施仕様書 [略] 15 計算書 [略] 16 詳細図等 [略] 17 施工図 [略] 18 指示 [略] 19 承諾 [略] 20 協議 [略] 21 提出 [略] 22 提示 [略] 23 報告 [略] 24 通知 [略] 25 受理 [略] 26 連絡 [略] 27 情報共有システム [略] 28 書面 [略] 29 確認 [略] 30 段階確認 [略] 31 立会 [略] 32 掌理 [略] 33 工事検査 [略] 34 検査員 [略] 35 建設工事指導監査 [略] 36 同等 [略]以上の品質 [略] 37 工期 38 工事開始日 [略] 39 工事着手 [略] 40 工事 [略] 41 本体工事 [略]

改正後（ <u>R7.10.1適用</u> ）	改正前（R7.4.1適用）
42 <u>同等以上の品質</u> [略] 43 <u>工期</u> [略] 44 <u>工事開始日</u> [略] 45 <u>工事着手</u> [略] 46 <u>準備期間</u> [略] 47 <u>工事</u> [略] 48 <u>本体工事</u> [略] 49 <u>仮設工事</u> [略] 50 <u>工事区域</u> [略] 51 <u>現場</u> [略] 52 <u>現場発生品</u> [略] 53 <u>SI</u> [略] 54 <u>JIS規格</u> [略] 55 <u>実施仕様書</u> [略] 56 <u>計算書</u> [略] 57 <u>詳細図等</u> [略] 58 <u>施工図</u> [略] 59 <u>承諾図書</u> [略] 1-1-3 設計図書の照査 1 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督員等が必要と認めた場合、受注者に<u>図面</u>の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、<u>共通仕様書等</u>市販・公開されているものについては、受注者が<u>備えなければならない。</u> 2 設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18 条第1 項第1 号から第5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督員等にその事実が確認できる資料を<u>提出し</u>、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員等から<u>更に</u>詳細な説明、<u>または資料</u>の追加の要求があった場合は従わなければならない。 <u>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条に基づき監督員からの指示によるものとする。</u> 3 [略] 1-1-4 ～ 1-1-5 [略] <u>1-1-6 施工計画書</u> [略] <u>1-1-7 コリンズへの登録</u> [略] <u>1-1-8 監督員等</u> [略] <u>1-1-9 監督補助員</u> [略]	42 <u>仮設工事</u> [略] 43 <u>工事区域</u> [略] 44 <u>現場</u> [略] 45 <u>現場発生品</u> [略] 46 <u>JIS 規格</u> [略] 47 <u>SI</u> [略] 48 <u>完成図書</u> [略] 49 <u>承諾図書</u> [略] 50 <u>工事写真</u> [略] 51 <u>工事帳票</u> [略] 52 <u>工事書類</u> [略] [略] 53 <u>契約関係書類</u> [略] 54 <u>工事関係書類</u> [略] 1-1-3 設計図書の照査 1 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督員等が必要と認めた場合、受注者に原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、<u>共通仕様書、施設機械工事等施工管理基準等、市販、公開されているものについては、受注者が備えるものとする。</u> 2 設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18 条第1 項第1 号から第5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員等にその事実が確認できる資料を<u>書面により提出し</u>、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員等からさらに詳細な説明または<u>書面</u>の追加の要求があった場合は従わなければならない。 3 [略] 1-1-4 ～ 1-1-5 [略] <u>1-1-6 提出図書</u> [略] <u>1-1-7 施工計画書</u> [略] <u>1-1-8 承諾図書</u> [略] <u>1-1-9 承諾済みの承諾図書</u> [略]

施設機械工事共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（ <u>R7.10.1適用</u> ）	改正前（ <u>R7.4.1適用</u> ）
<u>1－1－10 現場技術員</u>　〔略〕 <u>1－1－11 工事用地等の使用</u>　〔略〕 <u>1－1－12 工事の着手</u>　〔略〕 <u>1－1－13 現場代理人</u>　〔略〕 <u>1－1－14 工事の下請負</u>　〔略〕 <u>1－1－15 施工体制台帳</u>　〔略〕 <u>1－1－16 受発注者間の情報共有</u> 受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特別仕様書の定めによるものとする。 <u>1－1－17 受注者相互の協力</u>　〔略〕 <u>1－1－18 調査、試験に対する協力</u>　〔略〕 <u>1－1－19 工事の一時中止</u>　〔略〕 <u>1－1－20 設計図書の変更</u>　〔略〕 <u>1－1－21 工期変更</u>　〔略〕 <u>1－1－22 支給材料及び貸与品</u>　〔略〕 <u>1－1－23 工事現場発生材</u>　〔略〕 <u>1－1－24 建設副産物</u> <u>1～8</u>　〔略〕 <u>9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</u> 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 <u>10 実施書の提出</u>　〔略〕 <u>11 建設副産物情報交換システム(COBRIS)</u>　〔略〕 <u>1－1－25 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置</u>　〔略〕 <u>1－1－26 工事材料の品質</u> <u>1 契約書第13 条第1 項に規定する「中等の品質」とは、J I S 規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。</u> <u>2 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督員等から請求があった場合、速やかに提出するとともに、検査時に提出しなければならない。</u> <u>また、設計図書において事前に監督員等の承諾を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、監督員等に提出して承諾を得るものとする。</u> <u>1－1－27 監督員による確認及び立会等</u>　〔略〕 <u>1－1－28 出来形数量の算出及び出来形図</u>　〔略〕 <u>1－1－29 工事しゅん工書類の納品</u> 受注者は、工事しゅん工書類として以下の書類を提出しなければならない。また、具体的な書類内 <u>1－1－10 受注者による発注者の図面の使用</u>　〔略〕 <u>1－1－11 コリンズへの登録</u>　〔略〕 <u>1－1－12 監督員等</u>　〔略〕 <u>1－1－13 監督補助員</u>　〔略〕 <u>1－1－14 現場技術員</u>　〔略〕 <u>1－1－15 工事用地等の使用</u>　〔略〕 <u>1－1－16 工事の着手</u>　〔略〕 <u>[追加]</u> <u>1－1－17 現場代理人</u>　〔略〕 <u>1－1－18 工事の下請負</u>　〔略〕 <u>1－1－19 施工体制台帳</u>　〔略〕 <u>1－1－20 受注者相互の協力</u>　〔略〕 <u>1－1－21 調査、試験に対する協力</u>　〔略〕 <u>1－1－22 工事の一時中止</u>　〔略〕 <u>1－1－23 設計図書の変更</u>　〔略〕 <u>1－1－24 工期変更</u>　〔略〕 <u>[追加]</u> <u>1－1－25 支給材料及び貸与品</u>　〔略〕 <u>1－1－26 工事現場発生品</u>　〔略〕 <u>1－1－27 建設副産物</u>　〔略〕 <u>1－1－28 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置</u> <u>1－1－29 監督員等による検査及び立会等</u>　〔略〕	

改正後（R7.10.1適用）	改正前（R7.4.1適用）								
容及び簡素化出来るものは別途定めるものとする。 <table><tr><td>契約関係(コリンズ登録、建退共等証明、施工体制台帳等含む)</td></tr><tr><td>施工計画(建設副産物関係等含む)</td></tr><tr><td>施工管理(打合せ簿、工事写真含む)</td></tr><tr><td>出来形管理((予想出来形,100%出来形)展開図、工事写真等含む)</td></tr><tr><td>品質管理</td></tr><tr><td>施設機械工事完成図書等作成要領に基づく完成図書、施工図、施工管理記録</td></tr><tr><td>その他</td></tr><tr><td>※自ら実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目についての 実施状況を提出することができる 1-1-53 参照</td></tr></table> 1－1－30 工事しゅん工検査 〔略〕 1－1－31 既済部分検査 〔略〕 1－1－32 建設工事指導監査 〔略〕 1－1－33 建設工事抜き打ち検査 〔略〕 1－1－34 施工管理 〔略〕 1－1－35 部分使用 〔略〕 1－1－36 履行報告 〔略〕 1－1－37 週休2日の対応 受注者は、週休2日に取り組み、その実施内容を監督員等に報告しなければならない。 なお、週休2日は、1週間に2日以上現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以上休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。 1－1－38 使用人等の管理 〔略〕 1－1－39 工事関係者に対する措置請求 〔略〕 1－1－40 工事中の安全確保 〔略〕 1－1－41 爆発及び火災の防止 〔略〕 1－1－42 跡片づけ 〔略〕 1－1－43 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員等に連絡するとともに、所定の様式により監督員等へ提出しなければならない。 1－1－44 環境対策 〔略〕 1－1－45 文化財の保護 〔略〕 1－1－46 交通安全管理 〔略〕 1－1－47 施設管理 〔略〕 1－1－48 諸法令の遵守 〔略〕 1－1－49 官公庁への手続き等 〔略〕 1－1－50 施工時期及び施工時間の変更 〔略〕 1－1－51 工事測量 〔略〕	契約関係(コリンズ登録、建退共等証明、施工体制台帳等含む)	施工計画(建設副産物関係等含む)	施工管理(打合せ簿、工事写真含む)	出来形管理((予想出来形,100%出来形)展開図、工事写真等含む)	品質管理	施設機械工事完成図書等作成要領に基づく完成図書、施工図、施工管理記録	その他	※自ら実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目についての 実施状況を提出することができる 1-1-53 参照	1－1－30 出来形数量の算出 〔略〕 1－1－31 完成図書および施工図 〔略〕 1－1－32 発注者による完成図書等の使用 〔略〕 1－1－33 電子納品 〔略〕 1－1－34 工事しゅん工検査 〔略〕 1－1－35 既済部分検査 〔略〕 1－1－36 建設工事指導監査 〔略〕 1－1－37 建設工事抜き打ち検査 〔略〕 1－1－38 部分使用 〔略〕 1－1－39 施工管理 〔略〕 1－1－40 履行報告 〔略〕 1－1－41 週休2日の対応 〔略〕 1－1－42 工事関係者に対する措置請求 〔略〕 1－1－43 使用人等の管理 〔略〕 1－1－44 工事中の安全確保 〔略〕 1－1－45 爆発及び火災の防止 〔略〕 1－1－46 跡片付け 〔略〕 1－1－47 事故報告書 〔略〕 1－1－48 環境対策 〔略〕 1－1－49 文化財の保護 〔略〕 1－1－50 交通安全管理 〔略〕 1－1－51 施設管理 〔略〕
契約関係(コリンズ登録、建退共等証明、施工体制台帳等含む)									
施工計画(建設副産物関係等含む)									
施工管理(打合せ簿、工事写真含む)									
出来形管理((予想出来形,100%出来形)展開図、工事写真等含む)									
品質管理									
施設機械工事完成図書等作成要領に基づく完成図書、施工図、施工管理記録									
その他									
※自ら実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目についての 実施状況を提出することができる 1-1-53 参照									

改正後（ <u>R7.10.1適用</u> ）	改正前（R7.4.1適用）
<u>1－1－52 提出書類</u> 〔略〕 <u>1－1－53 創意工夫</u> 〔略〕 <u>1－1－54 不可抗力による損害</u> 〔略〕 <u>1－1－55 特許権等</u> 〔略〕 <u>1－1－56 保険の付保及び事故の補償</u> 〔略〕 <u>1－1－57 臨機の措置</u> 〔略〕 <u>1－1－58 石綿使用の有無</u> 〔略〕 <u>1－1－59 公共工事における新技術活用の促進</u> 〔略〕 <u>1－1－60 暴力団等からの不当要求または工事妨害の排除</u> 〔略〕 <u>1－1－61 ワンデーレスポンス</u> 〔略〕 <u>1－1－62 承諾図書</u> 〔略〕 <u>1－1－63 承諾済みの承諾図書</u> 〔略〕 <u>1－1－64 受注者による発注者の図面の使用</u> 〔略〕 <u>1－1－65 完成図書および施工図</u> 〔略〕 <u>1－1－66 発注者による完成図書等の使用</u> 〔略〕	<u>1－1－52 諸法令の遵守</u> 〔略〕 <u>1－1－53 官公庁等への手続等</u> 〔略〕 <u>1－1－54 施工時期及び施工時間の変更</u> 〔略〕 <u>1－1－55 工事測量</u> 〔略〕 <u>1－1－56 提出書類</u> 〔略〕 <u>1－1－57 不可効力による損害</u> 〔略〕 <u>1－1－58 特許権等</u> 〔略〕 <u>1－1－59 保険の付保及び事故の補償</u> 〔略〕 <u>1－1－60 臨機の措置</u> 〔略〕 <u>1－1－61 石綿使用の有無</u> 〔略〕 <u>1－1－62 管理記録の整理</u> 〔略〕 <u>1－1－63 創意工夫</u> 〔略〕 <u>1－1－64 公共工事における新技術活用の促進</u> 〔略〕 <u>1－1－65暴力団等からの不当要求または工事妨害の排除</u> 〔略〕

改正後（R7.10.1適用）	改正前（R7.4.1適用）																																		
第2章 機器及び材料 第1節 通 則 2－1－1 一般事項 1～3 [略] 4 海外の建設資材の品質証明 受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。 なお、次の表に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。 <table><tr><th>区分／細別</th><th>品目</th><th>対応 JIS 規格（参考）</th></tr><tr><td>I セメント</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>II 鋼材</td><td>1～9 [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">III 瀝青材料</td><td>舗装用石油アスファルト</td><td>日本道路協会規定規格</td></tr><tr><td>石油アスファルト乳剤</td><td>[略]</td></tr><tr><td>IV 割ぐり石及び骨材</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> 5～8 [略] 2－1－2 [略] 2－1－3 材 料 1 工事材料 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。<u>なお、JIS 規格品のうち JIS マークが表示されている材料・製品等については、表示状態を示す写真等の提示をもって品質規格証明書の提示に代えることができる。</u> <u>ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</u> 2 [略] 2－1－4 見本・品質証明資料 受注者は、設計図書において監督職員の試験若しくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	区分／細別	品目	対応 JIS 規格（参考）	I セメント	[略]	[略]	II 鋼材	1～9 [略]	[略]	III 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路協会規定規格	石油アスファルト乳剤	[略]	IV 割ぐり石及び骨材	[略]	[略]	第2章 機器及び材料 第1節 通 則 2－1－1 一般事項 1～3 [略] 4 海外の建設資材の品質証明 受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。 なお、次の表に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。 <table><tr><th>区分／細別</th><th>品目</th><th>対応 JIS 規格（参考）</th></tr><tr><td>I セメント</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>II 鋼材</td><td>1～9 [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">III 瀝青材料</td><td>舗装用石油アスファルト</td><td>日本道路規定規格</td></tr><tr><td>石油アスファルト乳剤</td><td>[略]</td></tr><tr><td>IV 割ぐり石及び骨材</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> 5～8 [略] 2－1－2 [略] 2－1－3 材 料 1 工事材料 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。<u>ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</u> <u>なお、JIS 規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</u> 2 [略] 2－1－4 見本又は資料の提出 受注者は、設計図書において監督職員の試験若しくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	区分／細別	品目	対応 JIS 規格（参考）	I セメント	[略]	[略]	II 鋼材	1～9 [略]	[略]	III 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格	石油アスファルト乳剤	[略]	IV 割ぐり石及び骨材	[略]	[略]
区分／細別	品目	対応 JIS 規格（参考）																																	
I セメント	[略]	[略]																																	
II 鋼材	1～9 [略]	[略]																																	
III 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路協会規定規格																																	
	石油アスファルト乳剤	[略]																																	
IV 割ぐり石及び骨材	[略]	[略]																																	
区分／細別	品目	対応 JIS 規格（参考）																																	
I セメント	[略]	[略]																																	
II 鋼材	1～9 [略]	[略]																																	
III 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格																																	
	石油アスファルト乳剤	[略]																																	
IV 割ぐり石及び骨材	[略]	[略]																																	

改正後（R7.10.1適用）	改正前（R7.4.1適用）
なお、JIS マーク表示品については、JIS マーク表示状態の確認とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。	なお、JIS マーク表示品については、JIS マーク表示状態の確認とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。

改正後（ <u>R7.10.1</u> 適用）							改正前（R7.4.1適用）						
第3章 共通施工							第3章 共通施工						
第1節 通 則							第1節 通 則						
3－1－1 [略]							3－1－1 [略]						
3－1－2 安全施工							3－1－2 安全施工						
1 [略]							1 [略]						
2 施工後							2 施工後						
受注者は施工が完了した場合、工事範囲内の清掃等を行い工事の残存物が放置されていないことを確認しなければならない。							受注者は施工が完了した場合、工事範囲内の清掃等を行 <u>ない</u> 工事の残存物が放置されていないことを確認しなければならない。						
第2節 [略]							第2節 [略]						
第3節 溶 接							第3節 溶 接						
3－3－1～3－3－3 [略]							3－3－1～3－3－3 [略]						
3－3－4 材片の組合せ精度							3－3－4 材片の組合せ精度						
表3－3－7 溶接施工試験の試験方法及び判定基準							表3－3－7 溶接施工試験の試験方法及び判定基準						
試 験 の 種 類	試 験 項 目	溶接 方法	試験片の 形 状	試験片の 個数	試験 方法	判 定 基 準	試 験 の 種 類	試 験 項 目	溶接 方法	試験片の 形 状	試験片の 個数	試験 方法	判 定 基 準
突合せ 溶接試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	突合せ 溶接試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
すみ肉 溶接試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	すみ肉 溶接試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
最 高 硬 さ 試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	最 高 硬 さ 試験	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
スタッド 溶接試験	引張試験	[略]	[略]	[略]	[略]	降伏点は235N /mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 以上、伸びは20%以上とする。ただし溶接 <u>部</u> で切れてはいけない。	スタッド 溶接試験	引張試験	[略]	[略]	[略]	[略]	降伏点は235N /mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 以上、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。

改正後（ R7.10.1 適用）								改正前（ R7.4.1 適用）																							
		曲げ試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕				曲げ試験	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																	
（注）ステンレスクラッド鋼溶接施工試験において、必要な場合、JIS Z 3043（ステンレスクラッド鋼溶接施工方法の確認試験方法）を適用すること。 1・2 〔略〕 表3－3－8 材片の組合せ精度 〔略〕 3－3－5～3－3－9 〔略〕 第4節 ボルト接合等 3－4－1・3－4－2 〔略〕 3－4－3 高力ボルト接合 1～10 〔略〕 11 締付確認 （1）〔略〕 （2）受注者は、ボルトの締付確認を次のように行うものとする。 ①・② 〔略〕 ③回転法による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行い、締付角度が次に規定する範囲内であることを確認するものとする。 回転が不足のものは、所定の回転角まで増し締付けを実施する。回転角が過大なものについては、新しいボルトセットに取替え締め直しする。 なお、回転法は、F8T、B8T のみに用いるものとする。 ア・イ 〔略〕 12～14 〔略〕 3－4－4 〔略〕 第5節 〔略〕 第6節 防 食 3－6－1 溶融亜鉛めっき 〔略〕 3－6－2 金属溶射 1～3 〔略〕																（注）ステンレスクラッド鋼溶接施工試験において、必要な場合、JIS Z 3043（ステンレスクラッド鋼溶接施工方法の確認試験方法）を適用すること。 1・2 〔略〕 表3－3－8 材片の組合せ精度 〔略〕 3－3－5～3－3－9 〔略〕 第4節 ボルト接合等 3－4－1・3－4－2 〔略〕 3－4－3 高力ボルト接合 1～10 〔略〕 11 締付確認 （1）〔略〕 （2）受注者は、ボルトの締付確認を次のように行うものとする。 ①・② 〔略〕 ③回転法による場合は、全数につきマーキングによる外観確認を行い、締付角度が次に規定する範囲内であることを確認するものとする。 回転が不足のものは、所定の回転角まで増し締付けを実施する。回転角が過大なものについては、新しいボルト なおの回転法取替え締め直しを、用いるものとする。 ア・イ 〔略〕 12～14 〔略〕 3－4－4 〔略〕 第5節 〔略〕 第6節 防 食 3－6－1 溶融亜鉛めっき 〔略〕 3－6－2 金属溶射 1～3 〔略〕															

改正後（ <u>R7.10.1適用</u> ）	改正前（R7.4.1適用）																																																																																																														
4 前処理 前処理は第3章 3-5-2 第1項の1種ケレン（ISO <u>8501-1</u> Sa2 1/2 相当以上）とし溶射の種類及び等級に応じてブラスト材等の粒度を選定するものとする。 5・6 [略] 3－6－3 [略] 第7節～第9節 [略] 第10節 電気配線 3－10－1 一般事項 1～4 [略] 5 ビニル電線の色別 受注者は、ビニル電線を使用する場合、次の表 3-10-1 のとおり色別しなければならない。 ただし、既設電線の色別が次の表のとおりでない場合、監督職員との協議の上、変更できるものとする。 <u>また、色別困難な場合は、端子部においてビニルキャップ等で識別してもよいものとする。</u> <u>なお、ビニル電線以外でもこの色別を準用するものとする。</u> [削る。] 表 3－10－1 ビニル電線の色別 <table><tr><th>電気方式</th><th>赤</th><th>白</th><th>黒</th><th>青</th></tr><tr><td>三相3線式</td><td>第1相</td><td>第2相(接地側)</td><td>第2相(非接地)</td><td>第3相</td></tr><tr><td>三相4線式</td><td>第1相</td><td>中性相</td><td>第2相</td><td>第3相</td></tr><tr><td>単相2線式</td><td>第1相</td><td>第2相(接地側)</td><td>第2相(非接地)</td><td>二</td></tr><tr><td>単相3線式</td><td>第1相</td><td>中性相</td><td>第2相</td><td>二</td></tr><tr><td>直流2線式</td><td>正極</td><td>二</td><td>二</td><td>負極</td></tr></table> <u>（注）1 接地線は、緑色又は緑／黄色とする。</u> <u>（注）2 電線を分岐する場合は分岐前の色別による。</u> <u>ただし、分電盤2次側の単相2線式回路の電圧側の色は、赤、黒、いずれかの色に統一してもよい。</u> [削る。]	電気方式	赤	白	黒	青	三相3線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	第3相	三相4線式	第1相	中性相	第2相	第3相	単相2線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	二	単相3線式	第1相	中性相	第2相	二	直流2線式	正極	二	二	負極	4 前処理 前処理は第3章 3-5-2 第1項の1種ケレン（ISO <u>8051-1</u> Sa2 1/2 相当以上）とし溶射の種類及び等級に応じてブラスト材等の粒度を選定するものとする。 5・6 [略] 3－6－3 [略] 第7節～第9節 [略] 第10節 電気配線 3－10－1 一般事項 1～4 [略] 5 ビニル電線の色別 受注者は、ビニル電線を使用する場合、次の表 3-10-1 のとおり色別しなければならない。 ただし、既設電線の色別が次の表のとおりでない場合、監督職員との協議の上、変更できるものとする。 <u>（1）接地線は、緑色又は緑／黄色とする。</u> <u>また、色別困難な場合は、端子部においてビニルキャップ等で識別してもよいものとする。</u> <u>なお、ビニル電線以外でもこの色別を準用するものとする。</u> 表 3－10－1 ビニル電線の色別 <table><tr><th colspan="16">配線方式（相線式）</th></tr><tr><th colspan="14">交 流</th><th colspan="2">直 流</th></tr><tr><th colspan="3">単相2線式</th><th colspan="3">単相3線式</th><th colspan="4">三相3線式</th><th colspan="4">三相4線式</th><th colspan="2">直流2線式</th></tr><tr><td>第1相</td><td>接地側第2相</td><td>非接地第2相</td><td>第1相</td><td>中性相</td><td>第2相</td><td>第1相</td><td>接地側第2相</td><td>非接地第2相</td><td>第3相</td><td>第1相</td><td>第2相</td><td>第3相</td><td>中性相</td><td>二 N</td><td>± P</td></tr><tr><td>赤</td><td>白</td><td>黒</td><td>赤</td><td>白</td><td>黒</td><td>赤</td><td><u>白</u></td><td><u>黒</u></td><td>青</td><td>赤</td><td><u>黒</u></td><td>青</td><td>白</td><td>青</td><td>赤</td></tr></table> <u>（2）電線を分岐する場合は分岐前の色別による。</u> <u>ただし、分電盤2次側の単相2線式回路の電圧側の色は、赤、黒、いずれかの色に統一してもよい。</u>	配線方式（相線式）																交 流														直 流		単相2線式			単相3線式			三相3線式				三相4線式				直流2線式		第1相	接地側第2相	非接地第2相	第1相	中性相	第2相	第1相	接地側第2相	非接地第2相	第3相	第1相	第2相	第3相	中性相	二 N	± P	赤	白	黒	赤	白	黒	赤	<u>白</u>	<u>黒</u>	青	赤	<u>黒</u>	青	白	青	赤
電気方式	赤	白	黒	青																																																																																																											
三相3線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	第3相																																																																																																											
三相4線式	第1相	中性相	第2相	第3相																																																																																																											
単相2線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	二																																																																																																											
単相3線式	第1相	中性相	第2相	二																																																																																																											
直流2線式	正極	二	二	負極																																																																																																											
配線方式（相線式）																																																																																																															
交 流														直 流																																																																																																	
単相2線式			単相3線式			三相3線式				三相4線式				直流2線式																																																																																																	
第1相	接地側第2相	非接地第2相	第1相	中性相	第2相	第1相	接地側第2相	非接地第2相	第3相	第1相	第2相	第3相	中性相	二 N	± P																																																																																																
赤	白	黒	赤	白	黒	赤	<u>白</u>	<u>黒</u>	青	赤	<u>黒</u>	青	白	青	赤																																																																																																

改正後（ <u>R7.10.1適用</u> ）	改正前（R7.4.1適用）
6～10　　[略] 3－10－2　金属管配線 1～3　　[略] 4　電線管の固定 受注者は、電線管を固定する場合は、サドル又は<u>ハンガー</u>等の支持金物により取付け、その支持間隔は2m以下としなければならない。なお、管端、管相互又は管とボックス等の接続点では、管端、接続点に近い個所も固定しなければならない。 5～12　　[略] 3－10－3～3－10－8　　[略] 3－10－9　光ケーブル 1　一般事項 （1）布設される光ケーブルが、他の電力線と接近又は交差する場合の離隔距離は、電気設備<u>の</u>技術基準の解釈及び有線電気通信設備令に準拠して行うものとする。 （2）～（10）　　[略] 2　光ケーブル地中配線 （1）・（2）　　[略] （3）ハンドホール内では、接続部及び引き通し部ともに光ケーブルに必要長を確保することとし、災害時等のケーブル移動に際し、キンク断線が生じないよう考慮するものと<u>し、固定金物へ固定しないものとする</u>。 3　光ケーブル屋内配線 （1）・（2）　　[略] （3）水平ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック <u>に</u> 3m<u>以下の間隔</u>ごとに緊縛して固定するものとする。 （4）垂直ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック <u>に</u> 1.5m<u>以下の間隔</u>ごとに緊縛して固定するものとする。 （5）[略] 4　　[略] 5　光ケーブル架空配線 光ケーブルを架空配線する場合の架線の高さは、電気設備<u>の</u>技術基準の解釈によるほか、以下によるものとする。 （1）～（4）　　[略] 6　　[略] 7　光ケーブルの測定及び試験 光ケーブル布設後の測定及び試験は、以下の項目について行うものとする。 （1）光ケーブル布設後の測定及び試験項目 ① [略] ②伝送損失の測定 施工区間の伝送損失が、所定の規格値以下で施工されたかを測定する。 <u>所定の規格値は、「光ファイバケーブル施工要領・同解説 7-2 測定及び試験の準備」によるものとする。</u>	6～10　　[略] 3－10－2　金属管配線 1～3　　[略] 4　電線管の固定 受注者は、電線管を固定する場合は、サドル又は<u>ハンガ</u>等の支持金物により取付け、その支持間隔は2m以下としなければならない。なお、管端、管相互又は管とボックス等の接続点では、管端、接続点に近い個所も固定しなければならない。 5～12　　[略] 3－10－3～3－10－8　　[略] 3－10－9　光ケーブル 1　一般事項 （1）布設される光ケーブルが、他の電力線と接近又は交差する場合の離隔距離は、電気設備技術基準の解釈及び有線電気通信設備令に準拠して行うものとする。 （2）～（10）　　[略] 2　光ケーブル地中配線 （1）・（2）　　[略] （3）ハンドホール内では、接続部及び引き通し部ともに光ケーブルに必要長を確保することとし、災害時等のケーブル移動に際し、キンク断線が生じないよう考慮するものと<u>する</u>。 3　光ケーブル屋内配線 （1）・（2）　　[略] （3）水平ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック 3mごとに緊縛して固定するものとする。 （4）垂直ラック部に光ケーブルを布設する場合は、ラック 1.5mごとに緊縛して固定するものとする。 （5）[略] 4　　[略] 5　光ケーブル架空配線 光ケーブルを架空配線する場合の架線の高さは、電気設備技術基準の解釈によるほか、以下によるものとする。 （1）～（4）　　[略] 6　　[略] 7　光ケーブルの測定及び試験 光ケーブル布設後の測定及び試験は、以下の項目について行うものとする。 （1）光ケーブル布設後の測定及び試験項目 ① [略] ②伝送損失の測定 施工区間の伝送損失が、所定の規格値以下で施工されたかを測定する。

改正後（R7.10.1適用）	改正前（R7.4.1適用）
③・④ 〔略〕 （2）〔略〕 第11節 計測装置 3-11-1 〔略〕 3-11-2 流量計 1 〔略〕 2 電磁流量計 電磁流量計は、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 （1）～（3） 〔略〕 （4）検出器の上下流に必要な直管長はJIS B 7554（電磁流量計）によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 3 超音波流量計 超音波流量計は、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 （1）・（2） 〔略〕 （3）超音波式流量計（管路用）の検出器の上下流に必要な直管長は JEMIS 032（超音波流量計による流量測定方法）によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 （4）超音波式流量計（開渠用）の流量検出器の上下流に必要直線水路長が確保されるよう、設置条件を考慮し決定するものとする。 第12節・第13節 〔略〕 第4章 水門設備 ～ 第12章 電気設備 〔略〕	③・④ 〔略〕 （2）〔略〕 第11節 計測装置 3-11-1 〔略〕 3-11-2 流量計 1 〔略〕 2 電磁流量計 電磁流量計には、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 （1）～（3） 〔略〕 （4）検出器の上下流に必要な直管長はJISB7554によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 3 超音波流量計 超音波流量計は、設計図書に規定した場合を除き、次によるものとする。 （1）・（2） 〔略〕 （3）超音波式流量計（管路用）の検出器の上下流に必要な直管長は JEMIS032 によるものとし、設置条件を考慮し決定するものとする。 （4）超音波式流量計（開渠用）の流量検出器の上下流に必要直線水路長が確保されるよう、設置条件を考慮し決定するものとする。 第12節・第13節 〔略〕 第4章 水門設備 ～ 第12章 電気設備 〔略〕

R7. 1 0. 1 適用		施設機械工事共通仕様書（長野県農政部）		新旧対照表	
改正後（ <u>R7. 1 0. 1</u> 適用）			改正前（ <u>R7. 4. 1</u> 適用）		
第 13 章 水管理制御設備			第 13 章 水管理制御設備		
第 1 節 通則			第 1 節 通則		
13－ 1 － 1 〔略〕			13－ 1 － 1 〔略〕		
13－ 1 －2 一般事項			13－ 1 －2 一般事項		
1 機器構造等			1 機器構造等		
（1）〔略〕			（1）〔略〕		
（2）機器構造等			（2）機器構造等		
〔略〕			〔略〕		
①設備の機器構成に基づき、 <u>単位機能ごと</u> にできるだけブロック化して組立てるものとし、各機器は操作及び点検が容易な構造とするものとする。			①設備の機器構成に基づき、 <u>各単位機能ごと</u> にできるだけブロック化して組立てるものとし、各機器は操作及び点検が容易な構造とするものとする。		
②～⑤〔略〕			②～⑤〔略〕		
2 〔略〕			2 〔略〕		
13－ 1 － 3 〔略〕			13－ 1 － 3 〔略〕		
第 2 節 情報処理設備			第 2 節 情報処理設備		
13－ 2 － 1 ～13－ 2 － 8 〔略〕			13－ 2 － 1 ～13－ 2 － 8 〔略〕		
13－ 2 － 9			13－ 2 － 9		
1 ソフトウェア仕様一般			1 ソフトウェア仕様一般		
（1） 〔略〕			（1） 〔略〕		
（2）ソフトウェアの機能及び動作を確認するため、次の試験が容易に行えるものとする。			（2）ソフトウェアの機能及び動作を確認するため、次の試験が容易に行えるものとする。		
①〔略〕			①〔略〕		
②各処理機能単位での <u>組合せ</u> 試験			②各処理機能単位での <u>組合わせ</u> 試験		
③〔略〕			③〔略〕		
（3）アプリケーションプログラムを作成するときの使用言語は、次によるものとする。			（3）アプリケーションプログラムを作成するときの使用言語は、次によるものとする。		
①ハードウェアに依存しない標準的な <u>C 言語</u> 、BASIC 言語等を使用しなければならない。			①ハードウェアに依存しない標準的な <u>C 言語</u> 、BASIC 言語等を使用しなければならない。		
②入出力処理装置等のプログラムは、 <u>C 言語</u> 、ラダー言語等を使用しなければならない。			②入出力処理装置等のプログラムは、 <u>C 言語</u> 、ラダー言語等を使用しなければなら		
2 〔略〕			2 〔略〕		

改正後（ <u>R7.10.1</u> 適用）	改正前（R7.4.1適用）
第3節 〔略〕	第3節 〔略〕
第4節 情報伝送設備	第4節 情報伝送設備
13－4－1 〔略〕	13－4－1 〔略〕
〔削る。〕	<u>13－4－2 網制御装置</u> 本機器の機能は次のとおりとする。 <u>1 テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール装置のモデム（回線接続部に実装）を NTT 等の加入電話回線に対して発信、着信の制御が可能なものとする。</u> <u>2 AA 形網制御装置（親局用）は、テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール親局装置に実装し、複数の子局に対して自動発信、自動着信の機能を有するものとする。</u> <u>3 AA 形網制御装置（子局用）は、テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール子局装置に実装し、親局に対して自動発信、自動着信の機能を有するものとする。</u> <u>4 MA 形網制御装置（子局用）は、テレメータ装置、テレメータ・テレコントロール子局装置に実装し、親局に対して手動発信、自動着信の機能を有するものとする。</u>
13－4－ <u>2</u> データ転送装置	13－4－ <u>3</u> データ転送装置
13－4－ <u>3</u> 入出力中継装置	13－4－ <u>4</u> 入出力中継装置
13－4－ <u>4</u> 機側伝送装置	13－4－ <u>5</u> 機側伝送装置
13－4－ <u>5</u> 対孫局中継装置	13－4－ <u>6</u> 対孫局中継装置
13－4－ <u>6</u> 孫局装置	13－4－ <u>7</u> 孫局装置
13－4－ <u>7</u> 設定値制御装置	13－4－ <u>8</u> 設定値制御装置
13－4－ <u>8</u> スイッチングハブ 1 <u>L2</u> スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、データリンク層（OSI 参照モデルの第2層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。 2 <u>L3</u> スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、ネットワーク層（OSI 参照モデルの第3層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。	13－4－ <u>9</u> スイッチングハブ 1 <u>L2</u> スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、データリンク層（OSI 参照モデルの第2層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。 2 <u>L3</u> スイッチの機能は、データ処理装置、入出力処理装置、サーバ装置など、IP ネットワーク機器同士の通信において、ネットワーク層（OSI 参照モデルの第3層）のデータでパケットの行き先を判断して転送を行うものとする。

R7. 1 0. 1 適用		施設機械工事共通仕様書（長野県農政部）		新旧対照表	
改正後（ <u>R7. 1 0. 1</u> 適用）			改正前（ <u>R7. 4. 1</u> 適用）		
13－4－ <u>9</u> ルータ			13－4－ <u>10</u> ルータ		
本機器の機能は、複数のネットワークを接続し相互にデータのやり取りをするもので、Ethernet 用ケーブル、光ケーブルなど様々なインタフェースを変換するものとする。			本機器の機能は、複数のネットワークを接続し相互にデータのやり取りをするもので、Ethernet 用ケーブル、 <u>ADSL 用ケーブル</u> 、光ケーブルなど様々なインタフェースを変換するものとする。		
13－4－ <u>10</u> メディアコンバータ			13－4－ <u>11</u> メディアコンバータ		
第5節～第6節 [略]			第5節～第6節 [略]		
第7節 CCTV 設備			第7節 CCTV 設備		
13－7－1 CCTV 設備			13－7－1 CCTV 設備		
[略]			[略]		
1 [略]			1 [略]		
2 準動画監視は、現場の映像を動画に近い画像にて監視する方式で、画像は使用する回線等により数枚/秒から、ほとんど動画と変わらない程度まで可能とし、使用画像伝送回線は <u>通信事業者回線（光回線等）</u> とする。			2 準動画監視は、現場の映像を動画に近い画像にて監視する方式で、画像は使用する回線等により数枚/秒から、ほとんど動画と変わらない程度まで可能とし、使用画像伝送回線は <u>NTT 回線（INS64）</u> 等とする。		
第8節 電源設備			第8節 電源設備		
13－8－1 <u>無停電電源装置</u> （汎用品）			13－8－1 <u>UPS 電源装置</u> （汎用品）		
13－8－2 [略]			13－8－2 [略]		
13－8－3 直流電源装置 [DC12 <u>V</u> 、DC24 <u>V</u>] [略]			13－8－3 直流電源装置 [DC12 <u>V</u> 、DC24 <u>V</u>] [略]		
13－8－4 [略]			13－8－4 [略]		
第9節 計測設備 <u>等</u>			第9節 計測設備		
13－9－1 [略]			13－9－1 [略]		
第10節 [略]			第10節 [略]		

R7.10.1適用		施設機械工事共通仕様書（長野県農政部）		新旧対照表	
改正後（R7.10.1適用）			改正前（R7.4.1適用）		
施設機械工事完成図書等作成要領			施設機械工事完成図書等作成要領		
第1条　　〔略〕			第1条　　〔略〕		
第2条　完成図書等の内容			第2条　完成図書等の内容		
1　完成図書			1　完成図書		
完成図書とは、工事完成時に提出する契約仕様書、実施仕様書、計算書、詳細図、施工管理記録、数量表、購入品等機器一覧表、取扱説明書、完成写真及び官庁等関係機関の届出書をいう。			完成図書とは、工事完成時に提出する契約仕様書、実施仕様書、計算書、詳細図、施工管理記録、数量表、購入品等機器一覧表、取扱説明書、完成写真及び官庁等関係機関の届出書をいう。		
なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て内容を追加又は省略することができる。			なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て内容を追加又は省略することができる。		
（1）～（10）　〔略〕			（1）～（10）　〔略〕		
2　施工図			2　施工図		
（1）施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持、修繕、改修、更新等のために必要なすべての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細および電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたものをいう。			（1）施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持修繕、改修、更新等のために必要なすべての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御テム等の詳細および電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたものをいう。		
なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て、内容を追加もしくは省略することができる。			なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て、内容を追加もしくは省略することができる。		
①～④　〔略〕			①～④　〔略〕		
（2）～（5）　〔略〕			（2）～（5）　〔略〕		
（6） <u>発注者は、受注者の許諾のない限り完成図書を第三者に開示してはならない。ただし、以下の場合については第三者に開示できるものとする。</u>			（6） <u>完成図書は、設備の維持管理を目的としたものであり、公開できない部分を含んでいる。設備の改修時に、第三者に使用させることができない</u>		
<u>①改造、修繕において、施工に携わった受注者が存続しなくなった場合で継承者がいない場合、施工に必要となる図書等を該当改造、修繕等の受注者が使用する場合。</u>					
<u>②運転、点検、軽微な修繕等において必要となる図書等を当該業務等の受注者が使用する場合。ただし、運転、点検、軽微な修繕等に必要となる図書等は、発注者と協議の上、完成図書において分冊とし、その旨表示する。</u>					
3　工事写真			3　工事写真		
工事写真とは、施設機械工事等施工管理基準　撮影記録による施工管理により作成されたものをいう。 〔削る。〕			工事写真とは、施設機械工事等施工管理基準　撮影記録による施工管理により作成されたものをいう。 <u>なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て、内容を追加もしくは省略することができる。</u>		
			<u>（1）着手前及び完成写真</u>		
			<u>（2）施工状況写真</u>		
			<u>（3）使用材料写真</u>		
			<u>（4）品質管理写真</u>		

改正後（ <u>R7.10.1</u> 適用）	改正前（R7.4.1適用）
4 [略] 第3条 [略] 第4条 完成図書の作成 1 完成図書 (1)～(4) [略] (5) 施工管理記録 施工管理記録は、工程管理、出来形管理・品質管理（試験成績書含む）に関したもので、<u>特別仕様書、</u> <u>図面等の契約図書で定められた事項及び施設機械工事等施工管理基準の定めによる。</u> [削る。] (6)～(10) [略] 第5条 [略] 表2 官庁等届出書類一覧表 [略] 『手続の参考』 [略]	<u>(5) 出来形管理写真</u> <u>(6) 災害（損傷）写真</u> 4 [略] 第3条 [略] 第4条 完成図書の作成 1 完成図書 (1)～(4) [略] (5) 施工管理記録 施工管理記録は、工程管理、出来形管理・品質管理（試験成績書含む）に関したもので<u>下記の管理結</u> <u>果が記録されたものとする。</u> <u>①材料管理</u> <u>②溶接管理</u> <u>③機器管理</u> <u>④寸法管理</u> <u>⑤仮組立管理</u> <u>⑥工場塗装管理</u> <u>⑦据付基準点管理</u> <u>⑧工場材料管理</u> <u>⑨据付寸法管理</u> <u>⑩現場溶接管理</u> <u>⑪現場塗装管理</u> <u>⑫現場機能管理</u> (6)～(10) [略] 第5条 [略] 表2 官庁等届出書類一覧表 [略] 『手続の参考』 [略]